

安心した暮らしを支える

福島県内の道路や復興公営住宅などの整備について

一日でも早くみんなが安心して暮らしていけるよう取り組んでいます。

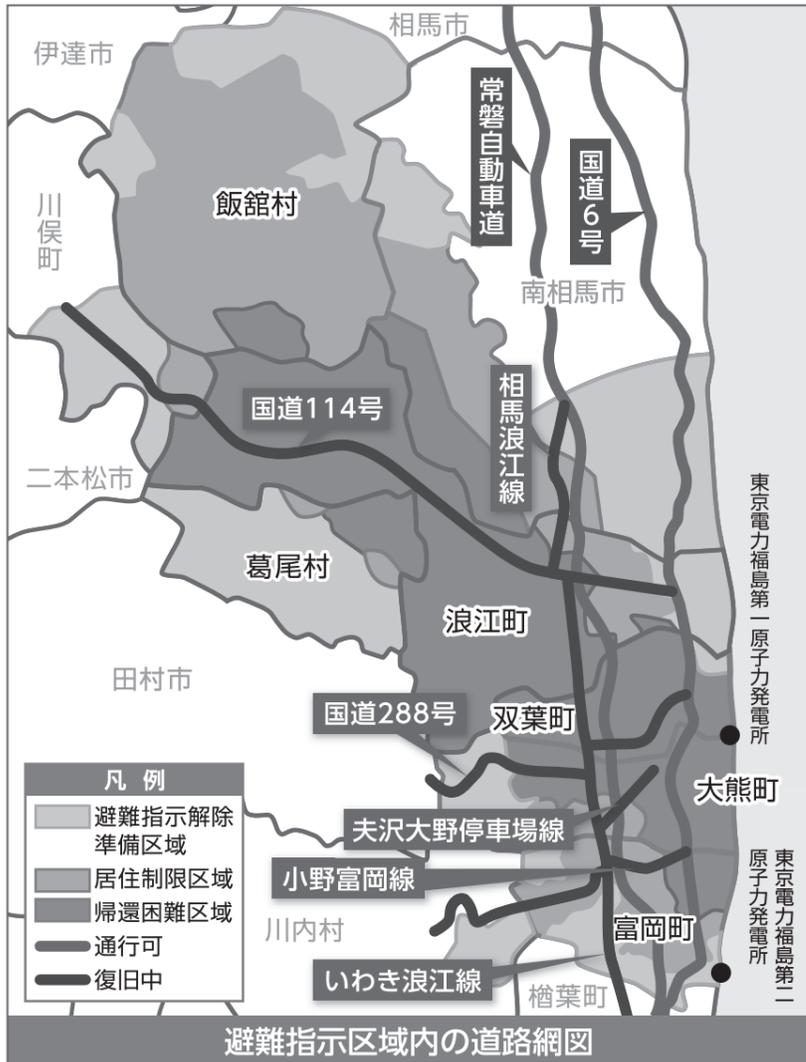


福島県では、復興公営住宅や交通網の整備、津波災害からの復旧など、県民の皆さまの生活の安心につなげるための取り組みを行っています。今回は、そうした取り組みから最新の動きをお伝えします。

復旧・整備 道路

避難指示区域内の道路網の復旧見通しについて

国道114号や国道288号、いわき浪江線など、避難指示区域内の全ての重要路線(6路線)の復旧を平成28年度までに完了します。



重要路線(6路線)

- 国道114号
- 国道288号
- 相馬浪江線
- いわき浪江線
- 小野富岡線
- 夫沢大野停車場線

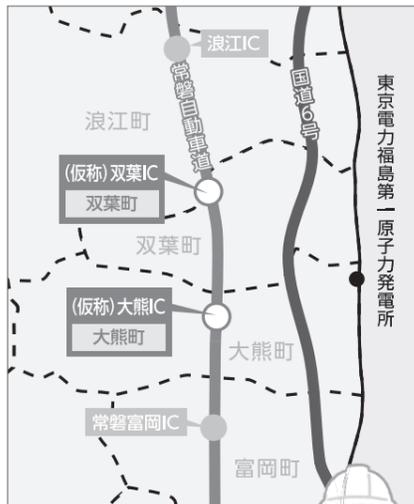


※一般通行が可能かどうかについては、別途、道路規制情報をご確認ください。

常磐自動車道の追加IC事業着手

6月に、常磐自動車道の浪江と常磐富岡の両インターチェンジ間に、新たに2つのインターチェンジが連結許可されました。これをもって、正式に事業着手となります。

それぞれ、(仮称)大熊インターチェンジは平成30年度、(仮称)双葉インターチェンジは平成31年度の完成を目指し、事業を進めていきます。



整備が進む「ふくしま復興再生道路」

(仮称)五枚沢1号トンネルが貫通しました。



県道小野富岡線(仮称)五枚沢1号トンネル延長306m(双葉郡川内村大字下川内地内)が9月16日に貫通しました。

故郷とあなたをつなぐ情報紙



ふくしまからはじめよう。

今が分かる

ふくしまの

新聞

vol. 36

2015年10月13日

発行: 福島県庁 避難者支援課 ☎024-523-4157

※この広報紙は「クウェート救援金」を財源の一部として発行しています。



小綱木バイパスが開通しました!



国道114号小綱木バイパス2工区延長1,060m(伊達郡川俣町大字小綱木地内)が6月28日に開通しました。

復旧・整備 海岸

海岸堤防の復旧について

海岸堤防の復旧については、避難指示区域内においても復旧を進め、早期の工事完了を目指します。

復旧工事を進めています!



復旧・整備 住宅

復興公営住宅の第4期募集を行います



福島県では、原子力災害により避難指示を受けている方が入居できる復興公営住宅を整備しています。このたび、第4期分として下表の756戸の入居者を募集します。

第4期募集の概要

—— 対象者 ——
平成23年3月11日において、南相馬市(※)、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、飯館村、川俣町(※)に居住していた方。
※南相馬市及び川俣町は帰還困難区域及び居住制限区域の方と、避難指示解除準備区域の子育て世帯の方のみが対象です。

—— 申込期間 ——
平成27年 11月4日(水)
平成28年 1月8日(金)

所在地	団地名	住居形態	入居可能月(予定)	募集戸数	入居対象市町村						
					南相馬市	富岡町	大熊町	双葉町	浪江町	飯館村	川俣町
二本松市	油井石倉表	集合住宅	H28.10~12	200							
			H29.7~9	44	○	○	○	○			
川俣町	壁沢	木造戸建て	H28.10~12	80					○	○	○
郡山市	田村町岩作	木造戸建て	H28.10~12	80		○	○	○	○		
田村市	船引	木造戸建て	H28.10~12	18					○		
			H28.7~9	9				○			
会津若松市	城北町	木造戸建て	H28.7~9	15					○		
			H28年度後期	15					○		
南相馬市	鹿島	木造戸建て	H28.10~12	50	○	○	○	○	○	○	○
			H28年度後期	60					○		
いわき市	小川町小路尻	木造戸建て	H28年度後期	30		○	○	○	○		
			H28年度後期	50		○	○	○	○		
			H29.10~12	70		○			○		
鹿島町	集合住宅	集合住宅	H29年度前期	50					○		
			合計	756							

※「入居対象市町村」欄に記載の住民の方が該当の団地にお申し込みできます。
※申込方法など詳細は、福島県復興公営住宅入居支援センターのWEBサイトをご覧ください。
※地区によっては今回の募集が最後の団地となります。

問 福島県復興公営住宅 入居支援センター ☎024-522-3320 復興公営住宅 入居 検索

応急仮設住宅(仮設・借上げ住宅)の 供与期間終了後の 新たな支援策について



東日本大震災に係る応急仮設住宅の供与期間については、平成29年3月末まで1年間延長することいたしました。平成29年4月以降については、被災時にお住まいだった市町村により取扱いが異なります。

- 1 避難指示区域から避難されている方(平成27年6月15日時点)
 - 平成29年4月以降の供与期間については、今後判断します。
 - 榑葉町・富岡町・大熊町・双葉町・浪江町・葛尾村・飯館村・南相馬市の一部、川俣町の一部、川内村の一部
- 2 避難指示区域以外から避難されている方(平成27年6月15日時点)
 - 災害救助法に基づく応急仮設住宅の供与は、平成29年3月末をもって終了となります。
 - ※自らが地震・津波による被害を受け、災害公営住宅や土地区画整理事業等の進捗状況により、移転先の住宅の整備が完了しない世帯につきましては、個別に延長することとを検討しております。詳細につきましては、今後決まり次第お知らせいたします。

供与期間終了後の新たな支援策について

応急仮設住宅の供与期間が終了する市町村については、災害救助法による対応から新たな支援策に移行します。帰還・生活再建に向けた総合的な支援策のうち、主な施策の概要は次のとおりです。

年内実施予定

移転費用の支援
県内外の応急仮設住宅等から、県内(県内避難世帯は避難元市町村)の自宅等へ移転する費用について補助金を交付します。
受付開始時期や申請に必要な書類等については、今後決まり次第お知らせいたします。

実施期間 平成27・28年度の2年間

補助額(定額)
●県外からの移転 10万円(5万円)
●県内からの移転 5万円(3万円)
※(一)内は単身世帯

※自宅等：避難前住居・新たに建築・購入・賃貸する住宅
●災害公営住宅(地震・津波被災者向け)
●市町村による既存事業で移転費用の補助を受けることができる世帯、避難指示区域(平成27年10月1日時点)からの避難世帯は除きます。
※制度受付開始前に既に移転が完了した世帯(原則として2年以上応急仮設住宅等へ入居していた世帯のみ)を対象とします。

民間賃貸住宅家賃への支援(案)

※平成29年度から実施予定
県内外において、災害救助法に基づき借上げ住宅等に入居している避難世帯のうち、供与期間終了(平成29年3月末)後も民間賃貸住宅での避難生活を継続することが必要な低所得世帯等に対して、一定期間、民間賃貸住宅の家賃の一部を補助します。なお、具体的な対象者、補助額、実施時期につきましては、決まり次第お知らせする予定です。

住宅確保対策

家賃が低廉な住宅を提供できるよう、公営住宅等の確保に向けて取り組んでいきます。

問 被災者のくらし再建相談ダイヤル ☎0120030030-059
(月曜～金曜 9時～17時/祝日・年末年始を除く)

原子力 住居確保に係る 損害賠償 費用等の賠償について

東京電力では、避難指示区域内(帰還困難区域・居住制限区域・避難指示解除準備区域(既に解除された区域を含む))にお住まいであった方を対象として、住居確保に係る費用等の賠償の請求を受け付けています。

事故時点において自己が所有する持ち家に居住していた方について、次の費用が従前の宅地・建物等の賠償に計算して賠償されます(対象資産に応じた賠償上限額あり)。

- 1 帰還する場合
 - 住宅の建替え、修繕費用
 - 建替えに要した解体費用
 - 諸費用
 - 諸費用(消費税、設計監理料等)
- 2 移住する場合
 - 住居の再取得費用
 - 宅地の再取得費用
 - 諸費用
 - 諸費用(消費税、設計監理料等)

右記の賠償については、次の点にご留意ください。

- 賠償請求に当たっては、宅地・建物等の賠償に合意していることが必要です。
- 受領済の宅地・建物等の賠償額を超えた金額が賠償上限額の範囲内で支払われます(詳しくは下図をご覧ください)。

賠償金の支払われ方について

ご請求いただいた金額(住居の確保に要した費用)	賠償可能金額	賠償上限金額(例) 1,200万円
(例) 300万円	お支払い金額(例) 300万円	お支払い金額(例) 300万円
(例) 1,000万円	お支払い金額(例) 700万円	お支払い金額(例) 700万円
(例) 1,500万円	お支払い金額(例) 1,200万円	お支払い金額(例) 1,200万円

請求された金額のうち、お支払い済みの宅地・建物等の賠償金額を超えた金額が、賠償上限金額の範囲内で支払われる。

※これらの賠償については、これまで本紙の第20、23、24号でご案内しておりますのでご参照ください。また県のWEBサイトにも説明資料を掲載しております。

福島県 住居確保損害

住居確保に係る費用等の賠償の請求手続きについては、左記の東京電力株式会社ご相談専用ダイヤルにお問い合わせください。

●東京電力株式会社 福島原子力補償相談室
財物(土地・建物・家財)ご相談専用ダイヤル
☎01200926596(毎日9時～21時)

問 福島県(原子力損害)賠償等に関する問い合わせ窓口
☎024-523-1501(平日8時30分～17時15分)

平成27年度 近畿インターハイの結果等について

高校生スポーツ最大の祭典であるインターハイが、今年は近畿6府県で開催されました。

ウエイトリフティング

ウエイトリフティング94kg級で優勝した田村高校の青木智也選手は、地元田村市都路地区からの避難を経験し、その後地元へ帰還した選手です。県庁で優勝報告した際には「監督の教えのもと3年間頑張ってきた良かった。努力が報われて嬉しい」と話していました。



青木智也選手(田村高校)と内堀知事

バドミントン

バドミントンでは、富岡・ふたば未来学園高校が合同チームで出場しました。男子シングルスで渡辺勇大選手が、男子ダブルスで渡辺勇大・三橋健也組が優勝。そのほか女子団体・男子団体でも上位入賞するなどの活躍でした。



渡辺勇大選手・三橋健也選手(富岡・ふたば未来学園高校)

なお、平成29年度のインターハイは、南東北三県(山形・宮城・福島)で開催されます。震災からの復興に取り組む本県の姿を発信し、全国の方々に感謝の気持ちを伝え「絆」を深める大会を目指して準備しています。今回の入賞状況や南東北インターハイの準備状況については、下記より健康教育課WEBサイトをご覧ください。

H29 インターハイ 問 福島県教育庁 健康教育課(全国高校総体担当) ☎024-521-8672

被災された事業者の皆さまを官民一体で支援します

「福島相双復興官民合同チーム」は、原発事故により被災された事業者の皆さまの事業・生活の再建の支援を目的とし、今年8月に国・県・民間が一体となって立ち上げた組織です。故郷に戻り事業再開を希望された方、すでに避難先で事業再開された方、再開に踏み切れず悩まれている方等、それぞれのご事情・ご意向をお持ちの事業者の皆さまに寄り添った支援を行います。

活動内容

- 個別訪問等により、事業の方向性等のご意向・ご要望を伺います。
- その上で、事業再建計画の策定支援、国や県等の支援策の紹介、生活再建に向けた支援等を行います。

訪問対象 避難指示の対象となった県内12市町村において、当時事業を営まれていた事業者の方

訪問までの流れ 合同チームからお電話し、取り組み内容を説明 → 訪問日程を調整 → ご訪問

※平成27年度・28年度の2年間に、訪問を集中的に実施。

問 福島相双復興官民合同チーム ☎024-502-1117
(9時～17時 土日祝、年末年始を除く)

福島県内の学校への 転入学や選抜試験について

高等学校入学者選抜について
県教育委員会のホームページにおいて、平成28年度県立高等学校入学者選抜関連情報を掲載しております。

県内及び県外からの転入学について

小・中学校の場合 現在在籍している小・中学校へご相談ください。

高等学校の場合 転入を希望する県立高校の転入学試験を受験し、転入学を許可される必要があります。転入学を希望する場合は、現在在籍している高等学校にお問い合わせください。
※転入学試験は希望先の高校の定員の欠員状況によっては実施されないこともあります。

特別支援学校の場合 今お住まいの市町村の教育委員会または県教育委員会へご相談ください。

手続き等に関してご不明な点は、担当各課までお問い合わせください。

問 ●高校への転入学、入学者選抜について ☎024-521-7772(高校教育課)
●特別支援学校への転入学、高等部入学者選抜について ☎024-521-7780(特別支援教育課)

ふくしまっ子体験活動応援補助事業

子どもたちの豊かな人間性や生きる力の育成を図るため、自然体験活動や交流活動などを実施するスポーツ少年団や子ども会、家族グループなどの団体に、宿泊費(一人当たり1泊5千円上限)と交通費・体験活動費(一人当たり1回2千円上限)を夏期間または冬期間のどちらか1団体1回まで補助します。

- 期間** 冬期間12～1月(受付は平成27年11月2日～平成28年1月15日)
- 対象** 県内在住または東日本大震災の影響により避難中の1歳以上の幼児、小学生、中学生及び引率者、保護者等
- 条件** ●補助対象の子どもが5人以上いること
●体験活動実施場所・宿泊場所は福島県内であること
- 申込** 登録旅行者(社会教育課WEBサイトに一覧表を掲載)に実施の20日前までに申し込んでください。

問 福島県教育庁 社会教育課 ☎024-522-3090

携帯電話は左記QRコードから